

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：植物防疫費

事業名 農薬安全使用総合推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 クリーン農業係 電話番号：058-272-1111 (内 2869)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,570 千円 (前年度予算額：2,900 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,920	1,458	0	0	0	0	0	0	1,462
要求額	2,570	1,285	0	0	0	0	0	0	1,285
決定額	2,570	1,285	0	0	0	0	0	0	1,285

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・本県の地域特産農産物の安定生産及び安全・安心を確保するために、使用できる農薬が無く、作物の生産に影響を及ぼしている病害虫に使用できる農薬について農薬登録拡大を図る。
- ・農薬の安全使用の徹底、農薬の適正販売、農薬管理指導士の養成により農産物の安全の確保を図る。

(2) 事業内容

- ア) 地域特産農産物の農薬登録拡大のための試験 (820 千円)
- イ) 生産者の農薬安全使用の徹底、農薬の安全かつ適正な販売の指導、農薬管理指導士の育成により農産物の安全の確保を図る (1,750 千円)
 - 農薬使用者・農薬販売者への指導、農薬適正使用に関する研修会の開催
 - 農薬残留確認調査の実施
 - 農薬管理指導士の育成

(3) 県負担・補助率の考え方

- ア) 地域特産農産物農薬登録拡大推進 国 1/2 県 1/2
- イ) 農薬安全使用総合推進指導 国 1/2 県 1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費（補助職員）	91	試験補助
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費（補助職員旅費）	3	試験補助
旅費	150	会議旅費、出張旅費
需用費	930	分析消耗品、事務消耗品
役務費	727	郵便料、電話料
使用料	63	会場借上料
委託料	606	残留農薬分析費用
合計	2,570	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画

3 監視指導・検査の推進 (4) 農薬対策

(2) 国・他県の状況

- ・地域特産農産物農薬登録拡大推進を国事業で助成
- ・消費・安全対策交付金において農薬の適正使用に係る事業補助

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

本県の地域特産農産物の安定生産を図るために、農薬の登録拡大を図る。また、農薬の安全使用の徹底、農薬の適正販売、農薬管理指導士の養成により農産物の安全の確保を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (予定)	目標	達成率
農薬販売者・使用者等研修の受講者数	701人 (H29)	699人 (H30)	755人 (R1)	590人 (R2)	500人 (R3)	118%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - ・地域特産農産物（えごま）の害虫防除のための農薬登録拡大試験実施
 - ・農薬安全使用に関する研修会等の開催
 - (1) 農薬管理指導士養成研修の開催
令和2年10月20日、21日 受講者90名予定
 - (3) 農薬管理指導士更新研修の開催
令和3年1月～2月、県内6会場で開催予定 受講者500名

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - 令和元年度に農薬管理指導士養成研修を開催し、新たに農薬管理指導士を認定した。(53名)
 - 認定後3年を経過した既認定者443名を対象に、令和2年1月から2月に農薬管理指導士更新研修を開催し、農薬適正使用、住宅地等での農薬の使用上の注意等について再度説明した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	この事業を継続することによって農産物の安全の確保につながるため、事業の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	県内農産物の残留農薬検査で基準値超過事例は無く、農薬は適正に使用されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	農薬管理指導士養成研修、更新研修時に、住宅地等での農薬を使用する場合の注意事項を説明するなど、農業生産、ゴルフ場管理等以外の幅広い場面での農薬使用の注意点についても合わせて説明している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 農地と住宅の混住化等一般県民の近くで農薬が使用される場面も多くなってきていることから、より一層の農薬の安全使用の徹底を図ることが必要。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。 県産農産物の安全性を確保するためには、農薬の適正使用の推進は不可欠であることから、農薬の安全使用の徹底、農薬の適正販売、人材の育成を継続する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	/
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	